山口県不妊治療（人工授精）費助成事業申請書を提出されるみなさまへ

１　対象となる治療

保険適用診療の人工授精

※ 次に掲げる治療法は助成の対象となりません。

・夫以外の第三者からの精子の提供による不妊治療

・代理母（妻が卵巣と子宮を摘出したことなどにより、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの）

２　対象者

次のすべてに該当する方が対象です。

・県内に住所を有し、人工授精治療を受けている法律上の夫婦。

・申請日の前年（１月から５月までの申請日については前々年）の夫婦合算所得額が**７３０万円未満**の夫婦。

※計算方法は、【参考】参照。

３　助成の内容

人工授精費用について、１年度９千円まで、通算５年間助成します。

ただし、３年目以降については、医師が必要と判断したものに限ります。

４　申請方法

・申請書等（「５　申請に必要な書類」を参照）を住所地の市町又は住所地の市町を管轄する県健康福祉センターへ提出してください。

なお、郵送による提出も可能です。

※ 市町に提出された場合、市町から県健康福祉センターへ送付された後、県健康福祉センターにおいて審査を行います。

・**申請書等は、治療を受けた日の属する年度内に提出してください**（消印有効）。なお、３月に治療を受けた方で、年度内の申請が困難な場合、翌年度４月 15 日まで申請することができます。ただし、当該年度、既に限度額まで助成を受けた方は対象外です。

※ 期限を過ぎて申請書等を提出された場合、受け付けることができません。

※ 治療を受けた日別の提出期限例

治療を受けた日	申請書等の提出期限
４月１日～２月末日	３月３１日（当該年度末）
３月１日～３月３１日	翌年度　４月１５日

【申請の流れ】

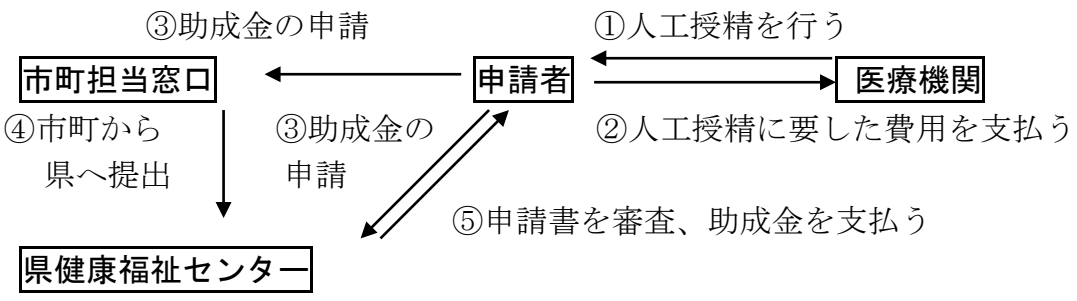

５　申請に必要な書類

① 山口県不妊治療（人工授精）費助成事業申請書（別記第１号様式）
② 山口県不妊治療（人工授精）費助成事業受診等証明書（別記第２号様式）
③ 夫婦の住所を確認できる書類（１ヶ月以内発行のもの）
（例）住民票（続柄記載あり）
④ 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明できる書類（１ヶ月以内発行のもの）
（例）住民票（続柄記載あり）※③で提出する場合は不要です。
⑤ 夫婦それぞれの申請日の前年（１月から５月までの申請日については前々年）の所得を証明するもの
（例）市町が発行する所得課税（非課税）証明書
※ 源泉徴収票のみは不可（他の所得が確認できないため）
⑥ 医療機関発行の領収書（保険適用診療分）
※ 領収書の写しを提出する場合は、申請窓口へ原本を持参し、担当者による確認を受けた上で提出してください。
※ 入院治療がある場合、別途明細書の提出が必要です。
⑦ 必要に応じてその他の書類を求めることがあります。
（例）治療の内容を確認するための明細書など

注意：他の制度（一般不妊治療費助成制度）と同時に申請し、③、④、⑤の書類を添付している場合は、③、④、⑤の書類は省略できます。
必要に応じてその他の書類を求めることがあります。

【参考：所得額の計算方法】

所得額 （※１）	－	80,000 円 （※所得のある方のみ）	－	諸控除 （※２）

↑
夫婦の合算額が７３０万円未満の場合に助成

（※１）
・源泉徴収票では、「給与所得控除後の金額」
・確定申告書Ａでは、「第一表の所得金額の合計金額」
・確定申告書Ｂでは、「第一表の所得金額の合計金額」＋「第三表の所得金額から株式等の譲渡を除いた金額」
・課税証明書では、前年所得の合計金額
※ 自治体によって表記が異なります。「課税標準」の欄の総所得ではありません。
※ 前年所得の合計金額に「分離株式譲渡所得」がある場合、合計所得から除いてください。

（※２）

控除の種類	控除額
雑損控除	実際に控除された額
医療費控除	
小規模企業共済等掛金控除	
障害者控除（普通）	該当者数×270,000 円
障害者控除（特別）	該当者数×400,000 円
勤労学生控除	該当する場合 270,000 円

～ 詳しくは、県健康福祉センターまでお問い合わせください ～